

での規定中「千分の五」とあるのは「千分の三・五」と、同項第四号中「千分の十六」とあるのは「千分の十四」と、同項第五号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」とする。

第八十条の二第一項中「受けた」を「されたこれらの認定に係る」に改め、同項第一号中「又は有限会社」を削り、「資本」を「資本金の額」に改め、同項第二号中「又は有限会社」を削り、「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額又は」を「資本金の額又は」に、「資本の金額の」を「資本金の額の」に、「資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）」を「資本金の額として財務省令で定めるもの」に、「資本の金額に」を「資本金の額に」に改め、同項第三号中「又は有限会社」を削り、「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に改め、「控除した金額」の下に「として財務省令で定めるもの」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の十四

ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三

第八十条の二第二項第五号中「資本若しくは出資」を「資本金若しくは出資金の額」に改め、同条第三項中「資本」を「資本金の額」に改め、同条を第八十条とする。

第八十条の三第一項中「第八号」を「第十号」に改め、同項第一号中「資本」を「資本金の額」に改め、同項第二号中「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額又は」を「資本金の額又は」に、「資本の金額の」を「資本金の額の」に、「資本の金額を」を「資本金の額として財務省令で定めるものを」に、「資本の金額に」を「資本金の額に」に改め、同項第三号中「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に改め、「控除した金額」の下に「として財務省令で定めるもの」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「資本若しくは出資」を「資本金若しくは出資金の額」に改め、同条を第八十条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（農林中央金庫等が行う組織再編成によつてする登記の税率の軽減）

第八十条の三 農林中央金庫が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、農林中央

金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この条において「再編強化法」という。）第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡（農林中央金庫、当該信用農業協同組合連合会及び農業協同組合（以下この項において「農林中央金庫等」という。）が組織の再編成を行う場合において、農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（以下この条において「農林中央金庫等業務健全基準」という。）を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。ただし、当該農林中央金庫及び当該信用農業協同組合連合会が金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五条第一号及び第四号の要件に該当する場合には、この限りでない。

2 再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会が、平成十八年四月一日から平成

二十年三月三十一日までの間に、同項第一号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲受け（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。ただし、当該信用農業協同組合連合会及び当該特定農業協同組合が金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五条第一号及び第四号の要件に該当する場合には、この限りでない。

3 再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲受け（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

4 再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第六十五条第二項に規定する行政庁の認可を受けた合併（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の二・五とし、抵当権の移転の登記にあつては千分の〇・五とする。

第八十一条第四項中「又は有限会社」を削り、「平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に」に、「第八十条（を「第七条第十九条第一項（」に、「第八十条の二第一項（」を「第八十条第一項（」に、「第八十条の三第一項（」を「第八十条の二第一項（」に、「除く。」（「を「除き、」に、「第八十条第五号、第八十条の二第一項第五号並びに第八十条の三第一項第四号及び第六号」を「第七十九条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同号口中「千分の三」とあるのは「千

分の六」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の六」と、第八十条の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同項第六号に、「合併又は分割」を「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「又は有限会社」を削り、「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に」に改め、同項第一号中「千分の一」を「千分の四」に改め、同項第二号中「千分の〇・五」を「千分の二」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5 前項の場合において、株式会社が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つたときにおける同項の規定の適用については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

6 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つた場合において、第四項第一号又は第二号に掲げる仮登記がされている不動産について、当該仮登

記に基づきその所有権、地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行つた日から三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第十七条第一項の規定にかかわらず、当該不動産についての当該登記の第一項第一号又は第二号に定める割合から次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合を控除した割合とする。

一 当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の登記 千分の四

二 当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転の登記 千

分の二

7 前項の場合において、株式会社が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つたときにおける同項の規定の適用については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

第八十一条第一項中「又は有限会社」を削り、「平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に」に、「取得し」を「取得し

た場合には」に、「登記又は」を「受ける登記又は」に改め、「受ける場合には、当該登記等」を削り、同項の表の第一号を削り、同表の第二号中「千分の四」を「千分の十六」に、「千分の一」を「千分の一・五」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号中

千分の一	千分の一	千分の一
------	------	------

を

千分の三	千分の一・五	千分の一・五
------	--------	--------

に改

め、同号を同表の第二号とし、同表の第四号中「三千円」を「九千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号中「三千円」を「六千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第六号中「三千円」を「六千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号中

一件につき三千円	一件につき三千円
----------	----------

を

一件につき六千	一件につき一万
---------	---------

六千円	円
-----	---

に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号中「三千円」を「六千円」に、「千五百円」

を「二千円」に改め、同号を同表の第七号とし、同表の第九号中「三千円」を「六千円」に、「千五百

円」を「二千円」に改め、同号を同表の第八号とし、同表の第十号中「九千円」を「二万七千円」に、

「二万八千円」を「五万四千円」に、「千八百円」を「五千四百円」に、「四千五百円」を「六千五百

円」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第十一号中

一個につき四千五百円
一個につき四千五百円

を

一個につき
一個につき

九千円

六千五百円

に改め、同号を同表の第十号とし、同表の第十二号中「三十円」を「九十円」に、「二百

四十円」を「七百二十円」に、「六十円」を「九十円」に改め、同号を同表の第十一号とし、同表の第十

三号中

一件につき千八百円
一件につき千五百円
一件につき千五百円
一件につき千五百円
一件につき千五百円

を

一件につき五千四百円
一件につき二千円
一件につき三千円
一件につき二千円
一件につき二千円

に改め、同号を同表の第十二号とし、同

項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得し、当該不動産に関する権利の移転について登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 所有権の移転 千分の八

二 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転 千分の四

三 先取特権、質権又は抵当権の移転 千分の一・四

四 根抵当権の法人の分割による移転 千分の一・四

2 前項の場合において、株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得したときの同項の規定の適用については、同項第一号中「千分の八」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第三号及び第四号中「千分の一・四」とあるのは「千分の一・二」とする。

第八十一条に次の二項を加える。

- 9 株式会社が、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第七十九条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の十二」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の十二」と、第八十条の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とする。

- 10 株式会社が、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の四」と、同号ロ中

「千分の三」とあるのは「千分の二十三」とする。

第八十二条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「増加資本の金額」を「増加した資本金の額」に改め、同項第一号中「資本」を「資本金の額」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第八十二条の二 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この条において「海上運送事業者」という。）が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶（以下この条において「国際船舶」という。）を建造した場合又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から国際船舶を取得した場合において、これらの海上運送事業者が、建造した国際船舶で事業の用に供したことのないもの又は取得した国際船舶で建造された日から五年を経過していないものの所有権の保存の登記を受けるときは、これらの国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二・五

とする。

2 前項に規定する期間内に、海上運送事業者が建造し、又は取得する国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はこれらの国際船舶の対価の支払方法が延払いによる場合において、その貸付け又は延払いに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）を担保するために受けるこれらの国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

（特定外貿埠頭管理運営者が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十二条の三 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた株式会社（次項において「特定外貿埠頭管理運営者」という。）が、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同法附則第四条第一項の規定により同法附則第

三条第一項に規定する指定法人から特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第二条第一項に規定する外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理の業務の用に供する不動産として国土交通大臣が定めたもの（以下この条において「外貿埠頭業務用不動産」という。）の出資を受けた場合には、当該出資に伴う当該外貿埠頭業務用不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該出資後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十五とする。

2 特定外貿埠頭管理運営者が、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、同法附則第三条第一項に規定する指定法人から外貿埠頭業務用不動産の出資を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「千分の十五」とあるのは、「千分の八」とする。

第八十三条第一項中「平成十八年三月三十一日までに」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に」に、「認定計画をいう。以下第四項まで」を「認定計画をいう。次項」に、「ものをいう。以下第四項まで」を「ものをいう。以下この項及び次項」に、「千分の七」を「千分の八」に改

め、同条第二項を削り、同条第三項中「基づき」の下に「当該認定民間都市再生事業計画に係る同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣による認定の日から三年以内に」を加え、「千分の一・五」を「千分の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げる。

第八十三条の三第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「千分の六」を「千分の八」に、「千分の一」を「千分の一・五」に改め、同項第一号イ中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同号ハ中「第三条第三項第三号」を「第四条第三項第三号」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「千分の六」を「千分の八」に改める。

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人中小企業基盤整備機構の項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構の項を削る。

第八十四条の四第一項中「別表第一第八号の二」を「別表第一第九号」に改める。

第八十四条の五第一項及び第二項中「別表第一第十九号（力）」を「別表第一第二十四号（力）」に、「重

要財産委員若しくは」を「若しくは特別取締役」に、「重要財産委員、」を「特別取締役若しくは」に、「の委員若しくは」を「の委員」に改める。

第八十七条中「第三条第三号に規定する清酒若しくは同条第四号に規定する合成清酒（第八十七条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「合成清酒」という。）又は同法第四条第一項に規定するしようちゆう甲類、しようちゆう乙類、果実酒若しくは発泡酒（同法第二十二條第一項第十号イ⁽¹⁾に該当するものを除く」を「第三条第七号に規定する清酒、同条第八号に規定する合成清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留しようちゆう、同条第十号に規定する単式蒸留しようちゆう、同条第十三号に規定する果実酒又は同条第十八号に規定する発泡酒（同法第二十三條第二項第一号又は第二号に掲げるものに該当するものに限る」に、「種類又は品目」を「品目」に、「第三章」を「第二十三條」に改め、同条の表中「しようちゆう甲類」を「連続式蒸留しようちゆう」に、「しようちゆう乙類」を「単式蒸留しようちゆう」に改める。

第八十七条の二から第八十七条の四までを次のように改める。

（低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例）

第八十七条の二 平成十八年五月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類（同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。）及び同条第二十一号に規定するリキュール（発泡性を有するものを除く。）でアルコール分（同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。）が十三度未満のもの（リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。）に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 アルコール分が九度未満のもの 八万円

二 アルコール分が九度以上十三度未満のもの 八万円にアルコール分が八度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

第八十七条の三及び第八十七条の四 削除

第八十七条の五第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第三章」を「第二十三条」に改める。

第八十七条の六第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第三条第七

号」を「第三条第十二号」に、「三年」を「五年」に、「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第八十八条第一項中「次項」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「平成十五年七月一日以後に」を「平成十五年七月一日から平成十八年六月三十日までの間に」に改め、「当分の間」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「平成十五年七月一日以後に」を「平成十五年七月一日から平成十八年六月三十日までの間に」に改め、「当分の間」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3 平成十八年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき三千五百五十二円とする。

第八十八条に次の一項を加える。

6 平成十八年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこのうちたばこ税法附則第

二条に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び第三項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千六百八十六円とする。

第八十八条の二第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「六千円」を「七千円」に改める。

第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項第一号ハを同号ニとし、同号口中「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「検査自動車のうち」を「検査自動車のうち、」に改め、「除く。」の下に「及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの（自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が三年と定められている二輪の小型自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

五千百円

第九十条の十一第一項第二号イ①中「②に」を「②及び③に」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 二輪の小型自動車 七千五百円

第九十一条の四第一項中「商法第二百十八条第一項の規定による株式の分割」を「会社法第百八十三条第二項の規定による株式の分割及び同法第百八十六条第三項の規定による株式無償割当て（以下この項において「株式の分割等」という。）」に、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社」を「同法第二条第十二号に規定する委員会設置会社」に、「商法第三百四十二条第一項の規定による同法第二百二十一条第一項本文に規定する一単元の株式の数（以下この項において「一単元の株式の数」）を「同法第四百六十六条の規定による同法第二条第二十号に規定する単元株式数（以下この項において「単元株式数」）に、「同条第二項の規定による一単元の株式の数」を「同法第百九十五条第一項の規定による単元株式数」に、「株式の分割の日又は一単元の株式の数」を「株式の分割等の日又は単元株式数」に改め、同項第一号中「総数」の下に「から会社法第百十三条第四項に規定する自己株式（以下この号において「自己株式」という。）の